岩手県告示第236号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年3月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問入浴介護

	居宅介護事業者	Á	居宅介護事業所		
名称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	変更年月日
	変更前	変更後	名称	別往地	
社会福祉法	岩手郡雫石町西安庭第	岩手郡雫石町西安庭第	康済会訪問入浴介護	岩手郡滝沢村鵜飼字諸	平成19年3月
人康済会	26地割字二面130番地1	26地割130番地 1	サービス事業所	葛川16番地19	5 日

2 訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		
名称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	変更年月日
	変更前	変更後	名称	月11年起	
社会福祉法	岩手郡雫石町西安庭第	岩手郡雫石町西安庭第	康済会訪問看護ステ	岩手郡滝沢村鵜飼字諸	平成19年3月
人康済会	26地割字二面130番地1	26地割130番地 1	ーション滝沢	葛川16番地19	5 目